２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。

３）競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認の提出期限の日から開札の時点までに、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止等を受けていないこと。

４）本事業に係る導入可能性調査及びアドバイザリー業務を受注したパシフィックコンサルタンツ株式会社、日比谷パーク法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

５）入札参加者の構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員として参加していないこと。

６）事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

７）ＰＦＩ法第９条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

⑶　入札参加者の資格等要件　入札参加者の構成員のうち、設計、工事監理、建設（解体含む。）及び維持管理の各業務に当たる者は、１）の要件及び業務に対応して２）から５）までに定める要件を満たすこと。

なお、２）、３）、４）及び５）のうち、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、建設と工事監理業務を同一の企業が兼ねることは出来ない。

また、建設を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことができない。

１）共通事項　中国四国防衛局の支出負担行為担当官又は契約担当官と締結した契約に関し、中国四国防衛局が行う入札又は契約等の業務に関して、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

２）設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

①　防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあっては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信」にあっては「A」又は「B」の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する者にあっては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信」にあっては「A」又は「B」の格付を受けていること。

②　平成27年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務のうち、元請け、防衛省発注の設計業務における総合発注業務（建築、土木、電気、機械及び通信の５職種のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務をいう。）又は標準図等活用発注方式の工事における業務の再委託として、次に示す業務の実績を有すること。

・鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積3,900㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事に係る実施設計業務を履行した実績を有すること。

・複数の者が分担して業務を行う場合の電気、機械及び通信は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設工事に係る実施設計業務を履行した実績を有すること。土木は、土木工事に係る実施設計業務を履行した実績を有すること。ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

③　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

④　設計に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があり、建築士法第２条２項に規定する一級建築士である管理技術者を配置できること。配置期間は、設計業務が完了するまでとし、次の経験を有していること。

㋐　平成27年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、元請け、総合発注業務又は標準図等活用発注方式の工事における業務の再委託として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設建築工事に係る実施設計業務を履行した経験を有すること。ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

３）工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

①　防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあっては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信」にあっては「A」又は「B」の格付を受けて、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する者にあっては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信」にあっては「A」又は「B」の格付を受けていること。

②　平成27年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務のうち、元請けとして、次の実績を有すること。

・鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積3,900㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事に係る工事監理業務又は実施設計業務を履行した実績を有すること。

・複数の者が分担して業務を行う場合の電気、機械及び通信は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設工事に係る工事監理業務又は実施設計業務を履行した実績を有すること。土木は、土木工事に係る工事監理業務又は実施設計業務を履行した実績を有すること。ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

③　建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

④　工事監理に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があり、建築士法第２条２項に規定する一級建築士である管理技術者を配置できること。配置期間は、工事が完了するまでとし、次の経験を有していること。

㋐　平成27年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設建築工事に係る工事監理業務又は実施設計業務を履行した経験を有すること。ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。